

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、\_\_\_\_\_の防火管理業務について必要事項を定め火災等の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し又は出入りする全ての者に適用する。

## 第2章 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

### (管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、\_\_\_\_\_の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、当該業務を行わせるものとする。

### (防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、\_\_\_\_\_とし、この計画の作成及び実行について全ての権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 初期消火、通報、避難誘導等の訓練計画とその実施
- (3) 建築物、火気を使用する設備器具(以下、「火気設備器具」という。) 危険物施設等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の把握と安全管理
- (6) 従業員に対する防災教育の実施
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

### (消防機関への報告等)

第5条 管理権原者等は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任(解任)届出
- (2) 消防計画作成(変更)届出
- (3) 自衛消防訓練時における事前通報、及び指導の要請
- (4) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡、並びに法令に基づく諸手続き
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理について必要な事項

## 第3章 予防管理対策

( 予防管理組織 )

第 6 条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気設備器具及び消防用設備等の自主点検・検査を行う自主点検検査員を指定する。

( 火元責任者の業務 )

第 7 条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- ( 1 ) 担当区域内的の建物、火気設備器具、電気設備、危険物施設等の日常の維持管理
- ( 2 ) 担当区域内的の消防用設備等の維持管理
- ( 3 ) 地震時における火気設備器具の出火防止措置
- ( 4 ) 防火管理者の補佐

( 自主点検・検査の実施 )

第 8 条 自主点検・検査の実施時期は、次のとおりとする。

点検実施月日 消防用設備等	実 施 月 日			検査員等
	外観点検	機能点検	総合点検	
	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
	月 日	月 日		
建築物等	月 日	月 日		
火気設備器具	月 日	月 日		
危険物施設等	月 日	月 日		
電気設備	月 日	月 日		

( 点検検査結果の記録及び報告 )

第 9 条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物台帳」に記録するとともに消防用設備等の点検結果については、\_\_\_\_年に 1 回消防長に報告しなければならない。

#### 第4章 火災予防措置

##### (防火管理者への連絡事項)

第10条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

##### (従業員の遵守事項)

第11条 \_\_\_\_\_に勤務する全ての者は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合は、消防機関(119番)に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

##### (火気使用時の遵守事項)

第12条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸い殻等を指定場所へ集めること。

##### (工事中の安全対策)

第13条 防火管理者は、建築物や各種の設備器具についての工事を行うときは、工事中の安全を図るため、工事人に次の事項を徹底させるものとする。

- (1) 作業計画を提出し、防火管理者の指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙、裸火の使用等を行わないこと。
- (4) 危険物等の使用は、防火管理者の承認を受けること。
- (5) その他、防火管理者の指示すること。

##### (日常の放火防止対策)

第14条 防火管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 出入り口の特定制と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等を行う。
- (3) アルバイト、出向、パート等の従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 客室用トイレ等を従業員と共用する等の監視の強化を行う。

- ( 5 ) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び死角となる場所の不定期巡回監視体制を確立する。
- ( 6 ) 出入り口、窓、空室等の施錠管理の徹底。
- ( 7 ) 休日、夜間等における巡回監視体制の確立。
- ( 8 ) 駐車場内にある車両の施錠の確認を行う。

## 第 5 章 自衛消防活動対策

### ( 自衛消防隊の設置 )

第 1 5 条 火災等災害発生時に被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を設置する。

- 2 防災センター等(中央管理室、守衛室その他これらに類する場所)に自衛消防隊本部(以下「本部」という。)を設置する。
- 3 本部に本部長及び自衛消防隊長をおく。
- 4 本部長等の指定は次のとおりとする。
  - ( 1 ) 本部長は、管理権原者とする。
  - ( 2 ) 自衛消防隊長は、\_\_\_\_\_があたり、自衛消防隊を指揮する。
  - ( 3 ) 自衛消防副隊長は、防火管理者があたり、自衛消防隊長を補佐する。
  - ( 4 ) 本部長等が不在時の代行者を定めておくものとする。
- 5 自衛消防隊の編成及び任務は、別表のとおりとする。

### ( 本部長の権限 )

第 1 6 条 本部長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害の自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等全ての権限を有する。

### ( 自衛消防隊長の任務 )

第 1 7 条 自衛消防隊長は、本部長の命を受け、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括する。

### ( 通報連絡 )

- 第 1 8 条 火災の発見者は、消防機関(119番)への通報及び防災センター等に火災の場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。
- 2 防災センター等の勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに係員を現場に派遣させるとともに内線電話等で状況を確認すること。
- 3 防災センター等の勤務員は、火災を確認後直ちに消防機関(119番)へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じること。

### ( 消 火 )

第 1 9 条 消火係は、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して、適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

- 2 消火活動は、初期消火に主眼をおくこと。

### ( 避難誘導 )

第20条 避難誘導係は、火災が発生した場合、他の従業員と協力して避難誘導にあたるものとする。

2 エレベーターによる避難は行わないものとし、屋上への避難も原則として行わないものとする。

3 避難誘導にあたっては、出火階及び上層階者を最優先に避難させ、忘れ物等のため、再び入る者のないよう万全を期するものとする。

4 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に報告する。

5 火災の拡大状況及び避難状況を見ながら、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖等を行うものとする。

(避難経路図等)

第21条 防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、従業員全てに周知徹底しなければならない。(別図参照)

## 第6章 震災対策

(震災予防措置)

第22条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第3章に基づく各設備器具の自主点検・検査に合わせて、次の措置を行うものとする。

(1) 建物、建物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)及び陳列物件の倒壊、転倒、落下を防止すること。

(2) 火気設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。

(3) 危険物施設における危険物等の転倒、落下等を防止するとともに送油管等の緩衝装置の点検をすること。

(地震後の安全措置)

第23条 各火元責任者は、地震後、建物、火気設備器具等の点検・検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始すること。

(震災に備えての準備品)

第24条 震災に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

(地震時の活動)

第25条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

(1) 火気設備器具の直近にいる従業員は、電源の遮断、燃料の遮断等を行うこと。

(2) 全従業員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下その他の異常があった場合は防災センター等に報告すること。

(3) 防災センター等の勤務員は、建物内外の情報を把握するとともに、在館者に安全確保のため、次の内容等を放送設備等で周知する。

ア エレベーターの使用の制限

- イ 落下物からの身体防護の指示
  - ウ 屋外への飛び出しの禁止
  - エ その他必要な事項
- (4) 火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は、応急措置を講ずること。
- (5) 各設備器具は、安全を確認した後、使用すること。
- (6) 防火管理者は、被害の状況を火元責任者等に報告させ把握すること。

(避難)

第26条 地震時の避難は、次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、被害の状況を放送などにより全従業員に周知させるとともに必要な事項を指示すること。また、関係機関（消防署、市役所等）からの情報を積極的に収集すること。
- (2) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令、又は自衛消防隊長の判断により行う。
- (3) 広域避難場所は、\_\_\_\_\_とする。

第7章 防災教育及び訓練

(防災教育及び訓練の実施時期)

第27条 防火管理者は、従業員等に対して次により防災教育及び訓練を行う。

種 別	実 施 時 期	内 容	
防 災 教 育	月 日 ----- 月 日	1 教 育 ・消防計画の周知徹底及び従業員の任務について ・火災予防上の遵守事項について ・発災の周知要領及び避難誘導要領について ・震災対策について ・その他火災予防上必要な事項について	
総 合 訓 練	月 日 ----- 月 日		
部 分 訓 練	通 報 訓 練		月 日 ----- 月 日
	消 火		月 日 ----- 月 日
練	避 難 誘 導	月 日 ----- 月 日	2 訓 練 ・総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う。 ・部分訓練は、通報連絡、消火、避難誘導の訓練を個別に行い、それぞれに任務及び行動の確認をする。

(訓練の実施報告)

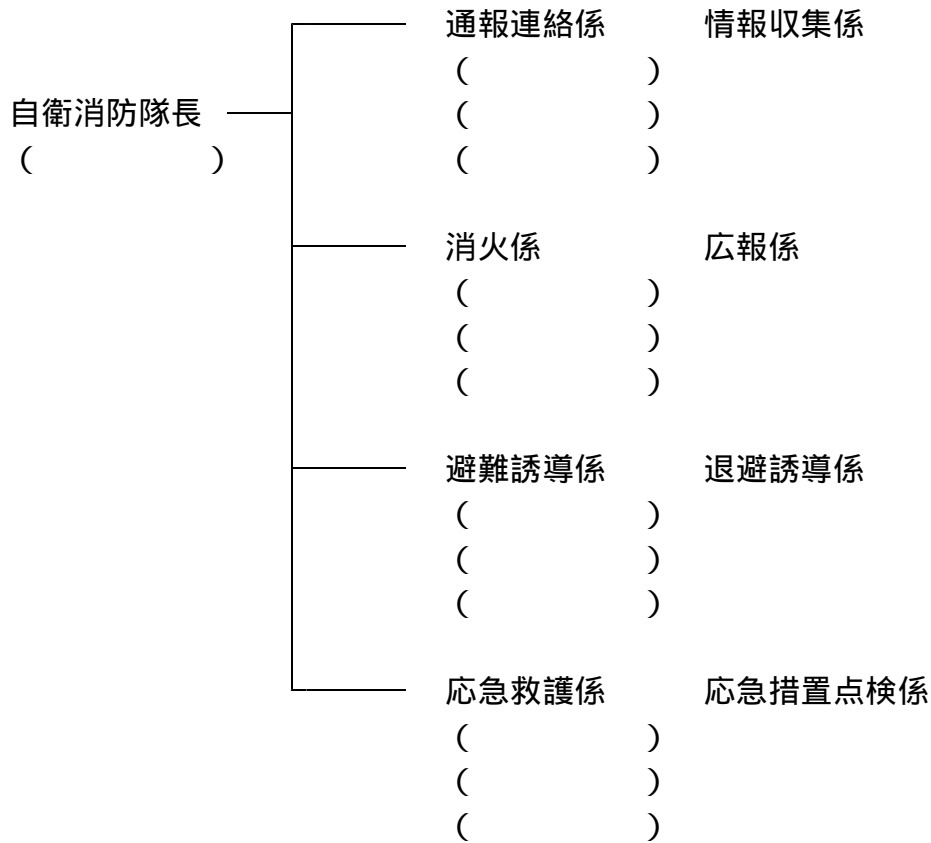
第28条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、消防長に通知するものとする。

付 則

この計画は、平成 年 月 日から実施する。

別 表 自衛消防隊編成表

は、地震発生時の任務



情報収集係・・・TV等により警戒宣言発令に関する情報の収集

広報係・・・放送等により情報を広報する

退避誘導係・・・混乱の防止を図り誘導にあたる

応急措置点検係・・・地震発生時被害の防止及び軽減のための対策（建物、ガス器具、ボイラー等の点検）

別 図